

平成20年度就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験(中卒認定)受験案内

出願期間 : 平成20年8月22日(金)～9月9日(火)
※9月9日(火)の消印有効

試験日 : 平成20年11月4日(火)

合格発表 : 平成20年12月12日(金) 発送予定
(※お手元に届くまでには数日かかる場合があります。)

受験案内(冊子配付は平成20年7月22日(火曜日)から)

※配布場所 ・文部科学省2階エントランス又は郵送(3頁参照)
・各都道府県教育委員会(13～15頁参照)

○ 中学校卒業程度認定試験(中卒認定)とは

中学校卒業程度認定試験とは、学校教育法第十八条の規定により、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子女等に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。

○ 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者が受験できます。

- (1) 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、平成21年3月31日までに満15歳以上になるもの
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、平成21年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できない((4)に掲げる者を除く。)と見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの
- (3) 平成21年3月31日までに満16歳以上になる者((1)及び(4)に掲げる者を除く。)
- (4) 日本の国籍を有しない者で、平成20年3月31日までに満15歳以上になるもの

【問い合わせ先】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
認定試験第二係
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
電話：03-5253-4111(代表) (内線2024, 2643)

※2頁目より平成20年度中学校卒業程度認定試験の受験案内になります。

受験を希望される方は、次頁以降もご参照ください。

平成20年度

就学義務猶予免除者等の
中学校卒業程度認定試験
(中卒認定)
受験案内

出願期間 : 平成20年 8月22日(金) ~ 9月9日(火)
※ 9月9日(火)の消印有効

試験日 : 平成20年11月 4日(火)

合格発表 : 平成20年12月12日(金) 発送予定※
(※ お手元に届くまでには数日かかる場合があります。)

【問い合わせ先】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
認定試験第二係

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 : 03 (5253) 4111 内線2024・2643

《要保存》

この冊子には、中学校卒業程度認定試験の受験方法と
その後の証明書交付の手続き等、必要なことが記載してあります。
認定試験後も大切に保存してください。



文部科学省

1 中学校卒業程度認定試験（中卒認定）とは

中学校卒業程度認定試験とは、学校教育法第十八条の規定により、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子女等に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者が受験できます。

- (1) 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、平成21年3月31日までに満15歳以上になるもの
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、平成21年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できない（(4)に掲げる者を除く。）と見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの
- (3) 平成21年3月31日までに満16歳以上になる者（(1)及び(4)に掲げる者を除く。）
- (4) 日本の国籍を有しない者で、平成21年3月31日までに満15歳以上になるもの

3 試験科目と程度

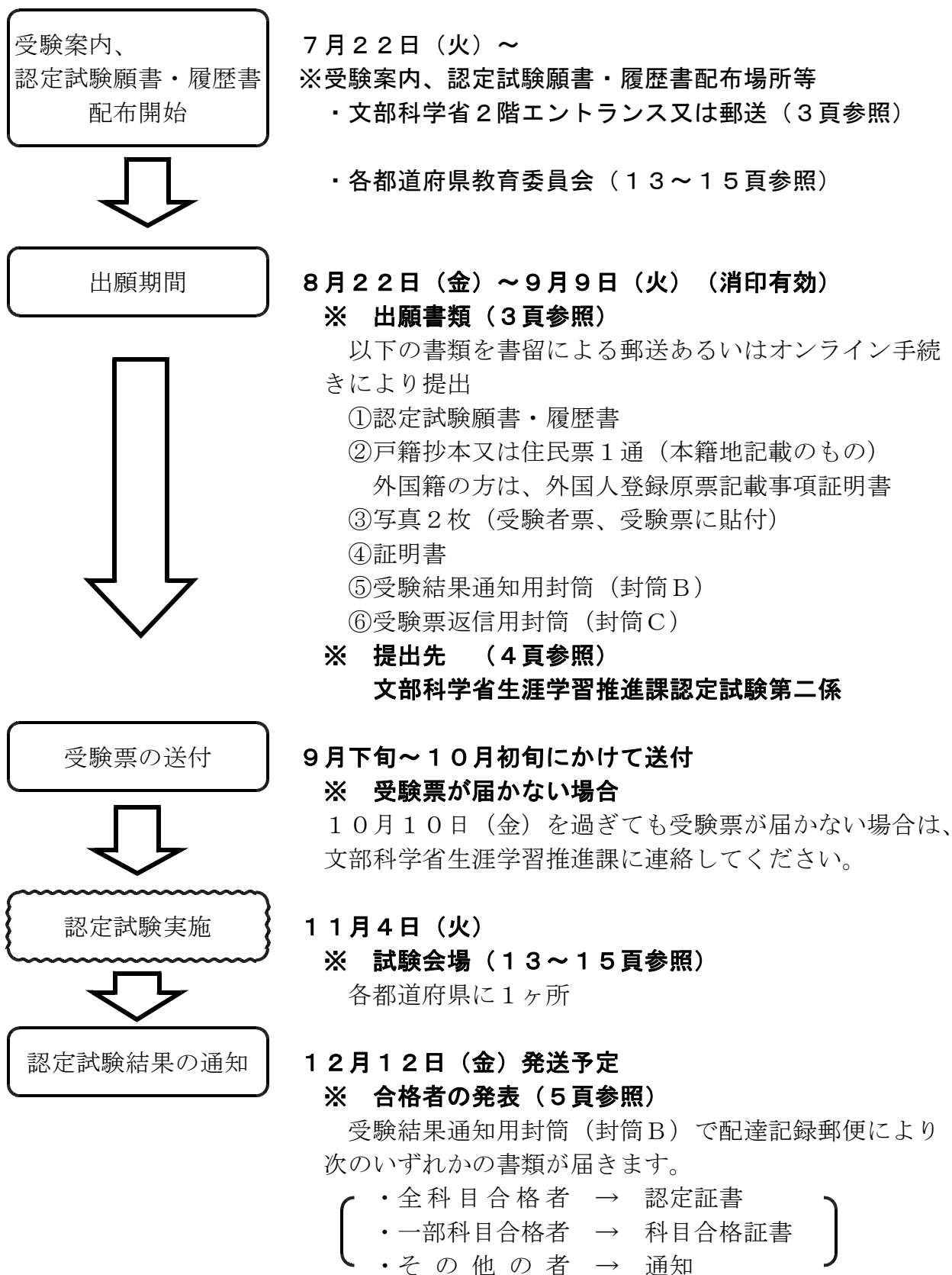
試験科目は、中学校の国語・社会・数学・理科・外国語（英語）の5教科です。また、試験の程度は各教科について、これらを履修した場合と同程度ですので、教科書などを参考に準備してください。

4 試験の期日と時間割

平成20年11月4日（火）

時間 期日	10:00 ～ 10:40	11:00 ～ 11:40	11:40 ～ 13:00	13:00 ～ 13:40	14:00 ～ 14:40	15:00 ～ 15:40
11月4日(火)	国語	社会	昼食 ・ 休憩	数学	理科	外国語 (英語)

5 試験の日程



6 受験の手続き

(1) 出願書類

①認定試験願書 ・履歴書	用紙は、文部科学省又は都道府県教育委員会等に用意されているものを用いてください。〔郵便による場合は、返信用封筒（角型2号の封筒に200円切手を貼ったもの）を添えて文部科学省生涯学習推進課あてに請求してください。〕
②戸籍抄本又は住民票等（本籍が明記してあるもの）1通	○出願前6か月以内に交付を受けたものを提出してください。 （日本の国籍を有しない者については、外国人登録法の規定による登録原票又は登録原票記載事項証明書） ○住民票は本籍が明記してあるもの。
③写真2枚 〔・受験者票〕 〔・受験票〕	○出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身のもの。 （たて5cm、よこ5cm）白黒でも可。 ○願書の「受験者票」と「受験票」の写真貼付欄に貼り付けてください。
④証明書（※）	○受験資格(1)に該当する場合 〔就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、平成21年3月31日までに満15歳以上になるもの〕 ・就学義務の猶予・免除を受けた旨の証明（16頁の様式(1)） ○受験資格(2)に該当する場合 〔保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ平成21年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの〕 ・中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由がある旨の証明書（17頁の様式(2)）
⑤受験結果通知用封筒(封筒B)	○出願者の郵便番号、住所、氏名及び受験地を明記し、330円分の切手を貼付すること。
⑥受験票返信用	○出願者の郵便番号、住所、氏名及び受験地を明記し、80円分の切手を貼付すること。



⑦出願用封筒（封筒A）	・上記①～⑥を同封するとともに、表面（受験地、住所及び氏名）を明記し、裏面をチェックすること。
-------------	---

→ ※ 「④証明書」は、出願者の就学事務を行った市区町村の教育委員会が作成しますので早めに依頼してください。

(2) 願書提出先

【出願書類を書面により提出する場合】

出願用封筒(封筒A)に出願書類①～⑥を同封し、文部科学省生涯学習推進課認定試験第二係あてに郵便局の窓口において書留で郵送してください。

【出願書類をオンライン手続により提出する場合】

出願書類のうち①については、文部科学省のホームページに掲載されている所定の画面に必要事項を入力の上、オンライン手続により提出してください。(https://shinsei-cert.mext.go.jp/)

オンライン手続きでは②、④は送れませんので①以外の出願書類については、書面により文部科学省生涯学習推進課認定試験第二係あてに別途郵送してください。ただし、③写真については、オンライン手続による提出又は別途郵送(裏面に住所・氏名を記入)のどちらでも可能です。

(3) 願書受付期間

【出願書類を書面により提出する場合】

8月22日(金)から9月9日(火)(消印有効)までに郵便局の窓口において書留で郵送してください。

【出願書類をオンライン手続により提出する場合】

8月22日(金)から9月9日(火)までに手続きを行ってください。ただし、オンライン手続により提出した出願書類を除く必要書類を別途郵送する場合には、9月9日(火)(消印有効)までに提出してください。

(4) 受験料 無 料

(5) 受験票

出願した方には、文部科学省より受験票を交付します。受験票は、受験の際に必ず持参してください。

なお、10月10日(金)を過ぎても受験票が届かない場合は、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課認定試験第二係に連絡してください。

7 試験場

試験は、各都道府県ごとに設ける試験場で行われます。13～15頁を参照してください。

受験当日は、受験票、筆記用具、昼食及び必要な医薬品等を携帯してください。

試験会場によっては上履きが必要になります。受験票と一緒に送付する注意事項で必ず確認してください。

8 合格発表

合格者の発表は、12月12日（金）（予定）に直接本人あてに郵送（封筒B）します。

なお、受験後に現住所を変更した場合には、すみやかに文部科学省に新住所を届け出てください。

全科目に合格した者	認定証書
一部の科目に合格した者	科目合格証書
その他の者	通知書

9 認定試験願書等の記入方法

6頁～10頁の記入方法を参照し、誤りのないように記入してください。

(1) 記入上の注意事項

- ① 黒又は青のボールペン又は万年筆で丁寧に記入してください。
- ② 誤って記入した場合は、その部分を二重線で消し、訂正してください。訂正印は不要です。

(2) 受験科目について

受験者は、1回の試験において必ずしも全部の試験科目を受験する必要はありません。また、一部の試験科目に合格した者は、翌年以後の試験では、その科目の受験が免除されます。

(3) 特別措置について

- ① 保護者等の付き添いや、点字による受験等の特別措置が必要な場合には、履歴書の「障害の程度」欄にその旨を記入するか、又は願書提出時に申し出てください。
- ② 点字で受験を希望する者は、できるだけ早めに申し込みをしてください。

※ やむを得ない理由で、出願後に受験地等の変更をする場合には、文部科学省に9月26日（金）（消印有効）までに願出を出してください。

— 認定試験についての問い合わせ先 —

- 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
認定試験第二係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
代表電話 03 (5253) 4111 内線 2024・2643
- 受験地の都道府県教育委員会（13～15頁参照）

○生年月日
生年月日及び年齢を記入すること。(年号(昭和・平成等)も記入すること。)

○氏名
住民票に記載されている氏名どおりに記入すること。また、外国籍の方は登録原票記載事項証明書に記載されている氏名どおりに記入すること。

○本籍/国籍
住民票に記載されている本籍を記入すること。また、外国籍の方は、登録原票記載事項証明書に記載されている国籍を記入すること。

認 定 試 験 願 書

文部科学大臣 殿

ふりがな 氏 名	もんか たろう 文科 太郎	性 別	(男)・女
生年月日	平成 4年 1月 1日 (16歳)		
本 籍	東京 (都)・道・府・県		
現住所	東京都千代田区〇〇〇 1-2-3		

(備考)本籍については、日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍を記入すること。

下記により就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則による認定を受けたいので必要な書類を添えてお願いします。

1 受験科目

(国)	語	(社)	会	(数)	学	(理)	科	外 国 語 (英語)
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	---------------

(備考)
受験希望の科目を○で囲むこと。

2 試験免除科目

科 目	科目合格年度	科目合格証書番号	受 験 地 (都道府県名)
外国語(英語)	平成 19 年度	10	東京都

(備考)
前回までの認定試験における合格科目について、それぞれの欄に記入すること。

3 受験地

東京 (都)・道・府・県

○現住所
必ずしも住民票に記載されている住所を記入する必要はない。確実に連絡の取れる住所を記入すること。

○受験科目
受験希望の科目名をすべて○で囲むこと。

○試験免除科目
前年度までに合格した科目のある者については、それぞれ合格科目・科目合格年度・科目合格証書番号及び受験地を記入すること。

○受験地
13頁～15頁を参照し、希望する受験地の都道府県名を記入すること。必ずしも住所のある都道府県で受験する必要はありません。

履 歴 書				
猶 予 、 免 除 、 就 学 の 状 況	期 間	猶予、免除の状況		就学した場合在籍 学校名及び在籍学年
		猶予、免除の 区分	猶予、免除の 事由	
	平成18年 4月 1日～20年 3月31日	猶予	病弱	千代田区立〇〇中学校2～3年
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
障害の程度				

履 歴 書 の 記 入 方 法

○本受験案内の「2受験資格」により、記述する内容が異なるので、以下の留意事項を十分に確認の上、記入すること。

①受験資格(1)の受験者

- ・就学義務の猶予又は免除を受けた期間ごとに、猶予又は免除の別及びその事由を記入すること。
- ・就学した期間ごとに、在籍した学校名及び学年を記入すること。

②受験資格(2)の受験者

- ・中学校を欠席した期間を「期間」の欄に記入し、中学校を卒業できないと見込まれることについてのやむを得ない事由を「猶予、免除の事由」の欄に記入するとともに、「就学した場合在籍学校名及び在籍学年」の欄に学校名及び学年を記入すること。
- ・インターナショナルスクール等の教育施設に在籍する受験希望者については、当該教育施設に在籍した期間を「期間」の欄に記入し、中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由を「猶予、免除の事由」の欄に記入するとともに、「就学した場合在籍学校名及び在籍学年」の欄に当該教育施設名及び学年を記入すること。

③受験資格(3)及び(4)受験者

- ・学校に出席した期間を「期間」の欄に記入するとともに、「就学した場合在籍学校名及び在籍学年」の欄に学校名及び学年を記入すること。

○障害の程度

該当する場合に、猶予又は免除を受けた、あるいは欠席していた当時及び現在の状況を記入すること。

試験時に保護者等の付き添いや、点字による受験等の特別措置が必要な場合には、その旨を記入すること。

平成20年度中学校卒業程度認定試験
受験票

受験地	東京都	番号	
氏名	文科 太郎		
昭和	4年 1月 1日生		
平成			
(5 cm × 5 cm)			

○番号
記入しないこと。

○氏名
受験願書と同じ氏名を記入すること。

○写真貼付
・写真の裏に必ず氏名及び受験地を記入して貼付すること。
・写真については以下の点に注意すること。
●出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身のもの。
●サイズは5 cm × 5 cm
●2枚とも同じ写真
●カラーコピー・プリンタ及び自宅で印刷した不鮮明な写真は不可。白黒でも可。

試験の時間割

		時 間	試験科目
午前	1	10:00 ~ 10:40	国 語
	2	11:00 ~ 11:40	社 会
		11:40 ~ 13:00	昼食・休憩
午後	3	13:00 ~ 13:40	数 学
	4	14:00 ~ 14:40	理 科
	5	15:00 ~ 15:40	外国語(英語)

平成20年度中学校卒業程度認定試験受験者票

受験地	東京都	番	号		
本籍	東京 (都) 府 県	性	別	(男) 女	
氏名 (ふりがな)	文科 太郎				
	昭和 4年 1月 1日生				
	平成				
	1 2 3 - 4 5 6 7	(連絡のとれる住所)			
	東京都千代田区 ○○○ 1-2-3				
電話	03 - ○○○○ - ○○○○				
E-mail	○○○○○○				
	(写真貼付のこと) (5 cm × 5 cm)				

○受験地
受験願書に記入した同じ受験地を記入すること。

○本籍・国籍
・受験願書に記入した本籍地を記入すること。
・外国籍の方は、国籍を記入すること。

○連絡のとれる住所
受験願書に記入した住所を記入すること。

○電話・E-mail
確実に連絡のとれる電話番号を市外局番から記入すること(携帯電話でも可)。
E-mailでの連絡を希望する者は、メールアドレスを記入すること。

[試験監督者用]

○切手
 ・切手は貼らずに郵便局の窓口で書留の手続きをとる。
 ・書留郵便物の受領が切手にお

1 0 0 - 8 9 5 9

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省
生涯学習推進課

認定試験第二係

御中

封筒A

書留

出願書類在中

※印欄には記入しないこと。

※郵便局書留引受番号	※受付番号	受験地	東京 ^都 ・道 府・県
住所	〒123-4567 東京都千代田区〇〇〇1-2-3		
	TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
氏名	文科 太郎	特別措置 受験の有無	有

出願期間 平成20年8月22日(金)～9月9日(火) 9月9日(火)消印有効

封筒A (表面)

○受験地・住所・氏名
 ・受験地を漢字で記入すること。
 ・受験願書等に記入した住所を記入すること。
 ・出願者本人の氏名を記入すること。

○特別措置受験の有無
 5頁の(3)を参照し、希望する人は必ず○を付けること。

送付時の注意

ポストに投函せず、郵便局の窓口で書留扱いにして送付してください。
 「書留郵便物受領書」は大切に保管してください。

出願書類確認欄

以下の出願書類に不備がないように、□欄にチェック(レ)を入れて封入してください。書類に不備があった場合、受付できないことがあります

- ①受験願書・履歴書・受験者票・受験票
- ②住民票又は戸籍抄本(コピーは不可)
(本籍が明記してあるもの)
外国籍の方は登録原票又は登録原票記載事項証明書
(コピーは不可)
- ③写真2枚(5cm×5cm・同じもの)
 - ア 受験者票にのりづけ
 - イ 受験票にのりづけ
- ④封筒B(受験結果通知用の封筒)
切手の貼り付け(330円)
- ⑤封筒C(受験票送付用の封筒)
切手の貼り付け(80円)
- ⑥証明書
受験資格(1)及び(2)に係る市区町村教育委員会等の作成した証明書

封筒A (裏面)

○出願書類確認
 ・出願書類確認欄で最終的な確認をしながら、封筒A(出願用封筒)に封入する。
 ・封入した出願書類には、必ず□欄にレ点をつけること。

〈封筒A・B・Cの記入方法〉

○切手
切手を貼る。
(330円分)

1 2 3 - 4 5 6 7

330円切手を貼付

封筒 B

配達記録

受験結果在中

氏名
文科 太郎 様

住所
東京都千代田区〇〇〇
1ノ2ノ3

受験地
東京都
※受験番号

※印欄には記入しないこと。

封筒 B

○受験地
受験地を漢字で記入すること。

○切手
切手を貼る。
(80円分)

1 2 3 - 4 5 6 7

80円切手を貼付

封筒 C

受験票在中

氏名
文科 太郎 様

住所
東京都千代田区〇〇〇
1ノ2ノ3

受験地
東京都
※受験番号

※印欄には記入しないこと。

封筒 C

○宛先・氏名
受験結果通知（封筒 B）及び受験票（封筒 C）が確実に受験者本人に届く住所を記入すること。

10 合格後の証明書等の交付申請手続

中学校卒業程度認定試験合格者（全科目合格者）は、文部科学省に交付申請書（書式は12頁）を提出することにより、認定証明書及び調査書の交付を受けることができます。

認定証明書または調査書が必要な場合

（高等学校を受験するため、資格試験を受験するため、就職に使用するため等）

⇒提出するもの

① 交付申請書

② 返信用封筒（角形2号（24cm×33cm）の封筒に郵便番号、住所、氏名（様も書くこと）を記入し、返信用切手を貼ったもの）

※返信切手は 認定証明書・調査書が、計 2通まで・・・120円分の切手
計 7通まで・・・140円分の切手
計 12通まで・・・200円分の切手
計 20通まで・・・240円分の切手

○認定証明書及び調査書の申請にかかる注意事項

① 交付申請書の注意事項に従って手続きをしてください。

② 証明書等の交付には、受付から発送まで1週間程度の期間がかかります。高等学校入試等で必要な場合は提出期限を確認し、余裕を持って申請してください。

③ 申請書類に不備がある場合は証明書等の発行ができませんので注意してください。連絡がとれない場合は申請書類を返却することになります。

（ = 請求先 =
文部科学省生涯学習推進課認定試験受付
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111（内線2590, 2591） ）

<p style="text-align: center;">中学校卒業程度認定試験</p>

交 付 申 請 書

文部科学大臣 殿

中学校卒業程度認定試験の認定証明書・調査書の交付をお願いします。

(平成 年 月 日申請)

記

証 明 書 の 必 要 事 由	
必 要 通 数	認定証明書 (通) / 調査書 (通)
合 格 年 度 証 書 番 号	平成 年 1 2 月 証書番号 第 号
本 籍 ・ 国 籍	都・道・府・県
現 住 所	〒 電話番号
ふ り が な 氏 名	昭和・平成 年 月 日生

(注意事項)

※必ず返信用の封筒（角形2号（24cm×33cm）、郵便番号、住所、氏名（様も書く）を記入し、返信料の切手を貼ったもの）を同封してください。

返信料は認定証明書、調査書、計 2通まで	120円切手
〃 〃 計 7通まで	140円切手
〃 〃 計12通まで	200円切手
〃 〃 計20通まで	240円切手

（速達にする場合 上記郵送料プラス270円）

なお、郵便料金に変更した場合は、返信料は変更後の郵便料金によってください。

※本籍又は氏名を変更した場合は、戸籍抄本を1部添付してください。

※この用紙は複写（コピー）での使用も可能です。

11 試験場と教育委員会担当課

受験地	試験場	所在地	都道府県教育委員会担当課及び所在地等	
北海道	北海道庁別館 9階共用会議室	札幌市中央区北3条西 7丁目道庁別館9階	生涯学習課	〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 011-204-5743(直)
青森	青森県教育庁	青森市新町2丁目3番1号	教職員課	〒030-8540 青森市新町2丁目3番1号 017-734-9894(内線5209)
岩手	岩手県立総合教育センター	花巻市北湯口第2地割 82番1	学校教育室	〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 019-629-6138(直)
宮城	宮城県庁	仙台市青葉区本町3丁目 8番1号	義務教育課	〒980-8423 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 022-211-3642(直)
秋田	秋田県庁第2庁舎	秋田市山王3丁目1番1号	高校教育課	〒010-8580 秋田市山王3丁目1番1号 018-860-5161(直)
山形	山形県庁	山形市松波2丁目8番1号	義務教育課	〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 023-630-2871(直)
福島	福島県自治会館	福島市中町8番2号	社会教育課	〒960-8688 福島市杉妻町2番16号 024-521-7799(内線5109)
茨城	茨城県庁 11階共用会議室1105	水戸市笠原町978番6	義務教育課	〒310-8588 水戸市笠原町978番6 029-301-5220(直)
栃木	栃木県庁南庁舎 3号館A棟	宇都宮市塙田1丁目1番 20号	教職員課	〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 028-623-3391(直)
群馬	群馬県庁舎	前橋市大手町1丁目1番 1号	義務教育課	〒371-8570 前橋市大手町1丁目1番1号 027-223-1111(内線4615)
埼玉	埼玉県自治会館	さいたま市浦和区高砂 3丁目14番1号	小中学校 人事課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目 15番1号 048-830-6939(直)
千葉	千葉県庁中庁舎 9階教育庁 企画管理部会議室	千葉市中央区市場町1番 1号	指導課	〒260-8662 千葉市中央区市場町1番1号 043-223-4056(直)
東京	東京都教職員研修センター	文京区本郷1丁目3番3号	義務教育課	〒163-8001 新宿区西新宿2丁目8番1号 03-5320-6752(直)
神奈川	かながわ県民センター 304会議室	横浜市神奈川区鶴屋町 2丁目24番2	子ども教育支援課	〒231-8509 横浜市中区日本大通33 045-210-8223(直)
新潟	新潟県庁	新潟市中央区新光町 4番地1	高等学校教育課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 025-285-5511(内線3875)
富山	富山県庁	富山市新総曲輪1番7号	県立学校課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 076-444-3448(直)

受験地	試験場	所在地	都道府県教育委員会担当課及び所在地等	
石川	石川県立生涯学習センター	金沢市広坂2丁目1番1号	学校指導課	〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地 076-225-1831(直)
福井	福井県庁1102会議室	福井市大手3丁目17番1号	高校教育課	〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号 0776-20-0568(内線4151)
山梨	山梨県教育庁	甲府市丸の内1丁目6番1号	義務教育課	〒400-8504 甲府市丸の内1丁目6番1号 055-237-1111(内線8223)
長野	長野県庁西庁舎 301会議室	長野市大字南長野字幅下 692-2	義務教育課	〒380-8570 長野市南長野幅下692-2 026-235-7426(直)
岐阜	岐阜県総合教育センター 133研修室	岐阜市藪田南5丁目 9番1号	学校支援課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 058-272-1111(内線3679)
静岡	静岡県教育会館	静岡市葵区駿府町1番 12号	特別支援教育課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 054-221-2942(直)
愛知	愛知県総合教育センター	愛知郡東郷町大字諸輪字 上鉾68番地	義務教育課	〒460-8534 名古屋市中区三の丸3丁目 1番2号 052-954-6790(直)
三重	三重県庁講堂棟3階 第131・133会議室	津市広明町13番地	高校教育室 進路指導・ 入試グループ	〒514-8570 津市広明町13番地 059-224-2913(直)
滋賀	滋賀県大津合同庁舎	大津市松本1丁目2番1号	学校教育課	〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号 077-528-4576(直)
京都	京都府教育庁別室	京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町	学校教育課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 075-414-5838(直)
大阪	大阪府職員会館 会議室3	大阪市中央区大手前 3丁目1番43号大阪府庁 新別館北館5階	小中学校課	〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 06-6941-0351(内線3437)
兵庫	兵庫県職員会館	神戸市中央区下山手通 4丁目18番2号	義務教育課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10 番1号 078-341-7711(内線5830)
奈良	奈良県庁	奈良市登大路町30番地	学校教育課	〒630-8502 奈良市登大路町30番地 0742-27-9851(直)
和歌山	和歌山県立情報交流 センター ビッグ・ユー	田辺市新庄町3353-9	小中学校課	〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番 073-432-4111(内線3686)
鳥取	鳥取県庁	鳥取市東町1丁目271番地	特別支援教育課	〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地 0857-26-7575(直)
島根	島根県庁会議棟	松江市殿町1番地	義務教育課	〒690-8502 松江市殿町1番地 0852-22-5419(直)
岡山	西村ビル	岡山市内山下2丁目1番 12号	学校教育振興課	〒700-8570 岡山市内山下2丁目4番6号 086-226-7578(直)

受験地	試験場	所在地	都道府県教育委員会担当課及び所在地等	
広島	広島県庁	広島市中区基町10番52号	生涯学習課	〒730-8514 広島市中区基町9番42号 082-513-5012(直)
山口	山口県庁	山口市滝町1番1号	義務教育課	〒753-8501 山口市滝町1番1号 083-933-4595(直)
徳島	徳島県庁11階 1109会議室	徳島市万代町1丁目 1番地	学校政策課	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 088-621-3134(直)
香川	香川県庁天神前分庁舎 8階第2会議室	高松市天神前6番1号	義務教育課	〒760-8582 高松市天神前6番1号 087-832-3742(直)
愛媛	愛媛県庁	松山市一番町4丁目 4番地2	義務教育課	〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2941(直)
高知	高知県教育センター分館 中講義室	高知市大原町132番地	小中学校課	〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7番52号 088-821-4638(直)
福岡	福岡県吉塚合同庁舎 702会議室	福岡市博多区吉塚本町 13番50号	義務教育課	〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号 092-643-3909(直)
佐賀	佐賀県庁新行政棟 111号会議室	佐賀市城内1丁目1番59号	学校教育課	〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号 0952-25-7227(直)
長崎	長崎県庁新別館8階 教育委員会室	長崎市江戸町2番13号	義務教育課	〒850-8570 長崎市江戸町2番13号 095-824-1111(内線3374)
熊本	熊本県庁行政棟本館 1001会議室	熊本市水前寺6丁目18番 1号	義務教育課	〒862-8609 熊本市水前寺6丁目18番1号 096-333-2689(直)
大分	大分総合庁舎61会議室 (8月1日より大分県 庁舎別館61会議室に名 称変更)	大分市府内町3丁目10番 1号	生涯学習課	〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 097-506-5526(直)
宮崎	宮崎県庁	宮崎市橘通東1丁目9番 10号	学校政策課	〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号 0985-26-7239(内線3349)
鹿児島	鹿児島県庁行政庁舎	鹿児島市鴨池新町10番 1号	義務教育課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2111(内線5300)
沖縄	沖縄県庁舎13階 第1会議室	那覇市泉崎1丁目2番2号	義務教育課	〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 098-866-2741(直)

様式（１）

証 明 書

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、下記のとおり就学義務の猶予又は免除を受けた者であることを証明します。

記

就学義務猶予	許可年月日	
	事 由	
	期 間	

就学義務免除	許可年月日	
	事 由	

年 月 日

教 育 委 員 会 印

様式（２）

証 明 書

氏 名

年 月 日 生

在籍する学校名・
教育施設名及び学年

上記の者は、下記の事由により中学校を卒業できないと見込まれること
についてやむを得ない事由があると考えられる者であることを証明します。

事 由	
事由の生じた時期	年 月
備 考	

年 月 日

教 育 委 員 会 印

（記入上の注意）備考欄には、この作成につき資料の提供を受けた、あるいは状況を聴取した機関の名称と長の氏名を記入すること。

非売品